

第1章 「基本方針」に基づく行動計画（令和6～9年度）の策定にあたって

札幌市では、平成17年度に「札幌市出資団体¹改革プラン」を、平成20年度に「出資団体改革新方針」をそれぞれ策定し、新たな公益法人制度への対応のほか、団体の統廃合、出資の見直し、人的・財政的関与の見直しなど、出資団体の自立性向上や効率化、内部留保資金²の活用等に資する取組を進めてきました。

その後、新たな公益法人制度への対応が完了し、内部留保資金の活用や人的関与の見直しなどに一定の目途が立った一方、団体統合の一部など未達成の取組もあったことから、社会情勢の変化等を踏まえて改めて方向性を確認するため、平成27年度に「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針では平成28年度から令和2年度を集中取組期間と位置付け、具体的な取組内容として平成28年度に『「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」に基づく行動計画』（以下「前々行動計画」という。）を策定し、また、令和3年度には『「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」に基づく各団体の具体的な行動計画（令和3～5年度）』（以下「前行動計画」という。）を策定して、継続した取組を進めてまいりました。

前行動計画が終了し、その中で示した各団体の取組について8割以上の目標を達成するなど、一定の効果があったものと評価できる一方で、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）や物価、人件費高騰の影響も散見されるなど、社会経済情勢が大きく変化する中、出資団体も当然例外なく変化に対応していくことが求められます。

また、出資団体には、公共性・公益性を有し、札幌市の施策を補完・代行するという特性があることから、引き続き、経営の安定化や自立性を高める取組を求めるとともに、団体として求められる役割を果たしていくよう、適切な関与、指導等を行っていくことが必要です。

これらのことから、前行動計画を引き継ぎつつ、今後の団体のあり方を検証し、経済がコロナ禍から回復基調を取り戻した令和5年度の決算等の状況も踏まえた上で、中期的かつ計画的に取組を進めるため、令和6年度以降の『「札幌市出資団体の在り方に関する基本方針」に基づく各団体の具体的な行動計画（令和6～9年度）』（以下「本計画」という。）を策定します。

1 出資団体：札幌市が資本金・基本金等に出資（出捐）を行っている法人

2 内部留保資金：経済活動等を通して企業内部へ保留、蓄積された資金のこと。